

平成25年度国土技術政策総合研究所コンプライアンス報告書

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における入札談合事案に関し入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求がなされました。国土交通省においては同日、「当面の再発防止対策について」が取りまとめられ、コンプライアンスの推進体制の整備や取組の強化を行うこととされました。

これらを受け、国土技術政策総合研究所「以下（国総研）という。」においては、平成25年5月7日に推進本部及びアドバイザー委員会を設置するとともに、平成25年7月8日に「国総研コンプライアンス推進計画」を策定し、取組の強化を図ることとしました。

この実施状況報告書は、国総研が同計画に基づき、平成25年度に実施したコンプライアンスの推進に関する取組状況を取りまとめたものです。

1. 国総研における推進体制

平成25年度は、推進本部会議を以下のとおり開催し、国総研におけるコンプライアンスに係る施策の推進に当たった。

平成25年6月3日 第1回推進本部

議事：平成25年度コンプライアンス推進計画案について

・平成25年7月8日 第2回推進本部

議事：平成25年度コンプライアンス推進計画の決定

・平成25年11月25日 第3回推進本部

議事：平成25年度コンプライアンス推進計画の実施状況報告

平成26年度コンプライアンス推進計画の方針案について

・平成26年3月24日 第4回推進本部

議事：平成25年度コンプライアンス推進計画の実施状況最終報告

平成26年度コンプライアンス推進計画案について

一方、国土技術政策総合研究所コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は、以下のとおり委員を委嘱し、平成25年度は、委員会は2回開催された。

委員長	：山口 卓男	弁護士
委員長代理	：砂田 憲吾	山梨大学 特命教授・名誉教授
委員	：田中 仁	東北大学 大学院工学研究科教授・副研究科長
〃	：野上 邦栄	首都大学東京 都市基盤環境学域教授
〃	：馬場 安徳	

（平成25年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

第1回委員会（平成25年6月14日12：00～12：30 三田共用会議所）

出席委員：山口委員長、砂田委員長代理、野上委員、馬場委員

議事 ・委員長の選任について

・委員長代理の指名について

・平成25年度国総研コンプライアンス推進計画（案）について

第2回委員会（平成25年12月10日13:00～14:30 九段第3合同庁舎）

出席委員：山口委員長、砂田委員長代理、田中委員、野上委員、馬場委員

- 議事 ・平成25年度コンプライアンス推進計画の実施状況（報告）について
・平成26年度コンプライアンス推進計画（方針案）について

2. 平成25年度におけるコンプライアンス推進のための活動

（1）職員の意識改革

【推進計画】

①研修等において、コンプライアンスに係る講義を実施・・・・・・・・・・【強化】
所内研修等における機会を活用して、コンプライアンスに係る講義項目（内容）等をカリキュラムに加えた計画を策定し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図るものとする。

《平成25年度6月以降に実施計画されている研修・講習会》

【実施状況】

- ・平成25年度については、以下の研修において、コンプライアンスに係る講義項目をカリキュラムに加えて研修を実施した。
- ・管理者研修（7月23日実施）受講者4名
- ・ライフプラン研修（11月20日実施）受講者4名

【推進計画】

②担当職員によるコンプライアンス講習会の実施・・・・・・・・・・【強化・新規】
国家公務員法、倫理規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、これらを担当する職員を講師としてコンプライアンスに関する所内講習会を開催することとする。

【実施状況】

- ・所内講習会「コンプライアンスに関する事例紹介・説明会」の際に国家公務員法における職員の義務、国家公務員倫理法における事業者との接遇のルールについても含めて説明を実施し、周知を図った。
《つくば地区：平成25年10月29日及び31日実施・延べ62名受講》
《横須賀地区：平成25年11月14日実施・延べ49名受講》
- ・国家公務員法、国家公務員倫理法に関する所内講習会を実施した。

《つくば地区：平成25年12月5日実施・延べ26名受講》
《横須賀地区：平成25年12月4日実施・延べ48名受講》

【推進計画】

③外部講師（公正取引委員会等）によるコンプライアンス等に関する講習会を開催する。（幹部職員、幹部職員以外別に開催予定）・・・・・・・・・・【新規】

【実施状況】

- ・公正取引委員会の講師による講習会（官製談合法、独占禁止法の解説と官製談合事案の紹介）を実施した。
- ・幹部会メンバーを対象とする講習会を実施した。
《平成25年10月7日実施・32名受講》
- ・幹部会メンバー以外を対象とする講習会を実施した。
《つくば地区：平成25年11月6日実施・延べ28名受講》
《横須賀地区：平成25年11月14日実施・延べ49名受講》
- ・延べ109名《全職員数の約3割受講》

【推進計画】

④コンプライアンス・ミーティングの実施・・・・・・・・・・【新規】
職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことにより、関係法令等の遵守及び法令背後にある社会的要請に応える意識の滋養を目的に、コンプライアンスミーティングを実施する。各課・室等において、会議、打合せ等の機会を活用し、コンプライアンス推進本部が提示する事例について、職員相互の意見交換を行い、その実施状況を報告させるとともにその内容等を精査したうえで、推進計画に反映するものとする。

【実施状況】

- ・職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことにより、関係法令等の遵守及び法令背後にある社会的な要請に応える意識の滋養を目的とした「コンプライアンスミーティング」を各所属ごとに実施した。
- ・実施期間は平成25年12月、平成26年3月の間とした。原則、所属職員全員を対象とし、各所属における会議、打合せ等の機会を活用して実施した。

- ・平成25年9月、10月、11月の幹部会議にて「コンプライアンスミーティングの進め方」を説明し、各所属において実施することを周知徹底した。
- ・実施後は、実施状況を報告することとし、推進本部において、進捗状況を把握する。意見等は今後の推進計画に反映する。
- ・事務局から提示した事例
 - 四国地方整備局の官製談合事案
 - 国家公務員倫理法事案（OB会での飲食）
 - 国家公務員倫理法事案（贈与報告）
- ・コンプライアンスミーティングの実施状況
国総研の47所属（部・課・室単位）「延べ252名（所属職員）」において、ミーティングを実施した。「全所属数の約8割」
（平成26年3月31日現在）

（2）発注者綱紀保持の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

高知事案では、事業者や事業者団体との対応の問題が副所長個人の判断に任せられ、発注者綱紀保持規程の趣旨が十分に職員に浸透されていなかったことを踏まえて、現在の発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応について、以下の取り組みを行うものとする。

【推進計画】

①事業者等との対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

職員に対して、各種会議等の機会において、規程第5条に規定する事業者等との応接に係るルールを徹底する。特に発注者綱紀保持マニュアル等を活用し、発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応接に係るルール等について、できるだけ実例を掲げたうえで、徹底を図るものとする。

【実施状況】

- ・幹部職員以外の職員を対象として、発注者綱紀保持担当者による所内講習会「コンプライアンスに関する事例紹介・説明会」を開催した。
- ・説明内容は以下のとおり、職員への周知徹底を図った。
 - 国総研におけるコンプライアンス推進体制の構築までの経緯
 - 四国地整の官製談合事案の背景と要因について
 - 国土交通省の再発防止対策
 - 発注者綱紀保持規程に基づく注意点（不当な働きかけの対応、規程に抵触する事案への対応、発注者綱紀保持担当者及び弁護士の役割と職員の報告義務等）

○国家公務員法における綱紀保持、国家公務員倫理法における事業者等との接遇ルールについて)

- ・実施（つくば地区では6回実施、横須賀地区では1回実施 計7回実施）
 - 《平成25年10月29日午前実施 18名受講》
 - 《平成25年10月29日午後実施 22名受講》
 - 《平成25年10月31日午前実施 8名受講》
 - 《平成25年10月31日午後実施 14名受講》
 - 《平成25年11月14日午後実施 49名受講》
 - 《平成25年12月 5日午前実施 15名受講》
 - 《平成25年12月 5日午後実施 11名受講》
- ※延べ137名受講《幹部以外の職員数の約4割が受講》

【推進計画】

②幹部会等における事例紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【強化】

幹部会等における会議等の機会にコンプライアンスに係わる事例紹介を行い意見交換を実施する機会をできる限り行うものとする。

【実施状況】

- ・平成25年8月から「コンプライアンス関連情報」として、コンプライアンスに関わる事例とその解説を掲載した情報を幹部会議で紹介し、幹部職員を通じて所属職員への周知を行っている。
- ・8月以降、概ね2ヶ月毎（平成25年8月、10月、12月、平成26年2月）に配信するとともにイントラ掲載し、周知徹底を図った。
- ・平成25年 8月：官製談合（四国地整）事案
- ・平成25年10月：国家公務員倫理法事案
- ・平成25年12月：会計事務職員の弁償責任と懲戒責任に関する事案
- ・平成26年 2月：国家公務員倫理法事案

(3) 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

【推進計画】

①入札・契約手続きの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【新規】

技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで情報漏洩の防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底

を図る。

【実施状況】

- ・平成25年7月から契約手続きに係る審査資料について、事業者名のマスキングを実施している。

【推進計画】

- ②情報管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【強化】
入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化の実施に向けて検討を開始する。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報管理の徹底を図る。

【実施状況】

- ・各地方整備局での取組（工事のみ）事例の収集を図っている。12月における適正指導官会議における意見交換等により、情報収集を継続し、今後の推進計画に反映する。
- ・入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報管理の徹底を図っている。

(4) 公的研究費の適正な執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【強化】

【推進計画】

国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、補助条件の遵守を徹底するとともに、更に内部監査を強化し適正な執行を図る。

【実施状況】

- ・これまで隔年で実施していた内部監査を毎年実施することとし、平成25年度は、10月25日に実施した。

(5) システム情報管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【強化】

【推進計画】

情報システムについてセキュリティ対策の確実な実施を行うとともに、職員における情報セキュリティーポリシーの確保に向けた講習会及び標的型メール攻撃に対する訓練等を実施する。また、国土交通省内において、情報の誤送信等の事案が複数生じていることを踏まえ、その対策等の周知徹底を図る。

【実施状況】

- ・平成25年4月12日「情報セキュリティポリシーに関する講習会を開催した。
（つくば地区：平成25年4月12日実施、受講者70名、横須賀地区：平成25年4月10日実施、受講者60名）
- ・平成25年4月以降、「メール等の誤送信に対する注意喚起及び対策」等について随時、メール送信等にて職員に注意喚起を実施している。
- ・平成25年10月22日に「標的型メール攻撃に対する訓練」を実施した。11月27日に第2回目「訓練」を実施した。（つくば・横須賀地区共通）
- ・平成25年11月26日～平成25年12月10日にかけて、PC・サーバーのセキュリティ対策に関する自己点検を実施した。

(6) 外部相談窓口の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

【推進計画】

発注者綱紀保持規程では、「職員は、発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた時は、速やかに発注者綱紀保持事務担当者である総務課長・管理課長」への報告を義務づけていますが、報告を行った職員が特定されないことを希望する場合には、外部相談の窓口として発注者綱紀保持担当弁護士に報告することができることなどについて、職員に周知徹底を図り、職員が一人で抱え込まないような環境を図るものとする。

【実施状況】

- ・平成25年8月の幹部会において、「コンプライアンス関連情報」として四国談合事案を事例紹介した際に発注者綱紀保持担当弁護士が設置されていること及びその活用方法等について、周知を行った。幹部職員を通じて周知徹底を図るとともにイントラ掲載にて周知を図った。
- ・平成25年10月に実施したコンプライアンス事例紹介・説明会においても発注者綱紀保持規程の説明とともに外部報告窓口である「発注者綱紀保持担当弁護士」の設置目的、活用について周知を図った。
- ・平成25年12月～平成26年3月にかけて実施した各所属におけるコンプライアンスミーティングにおいても周知徹底を図った。

(7) 推進計画の実施状況のとりまとめ・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【新規】

【推進計画】

推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況を取りまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は国土技術政策総合研究所HPに掲載して行うものとする。

【実施状況】

- ・平成25年5月7日に、コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置し、それぞれの規程を策定、発注者綱紀保持規程の変更を行った。決定後、幹部会等を通じて職員周知を行うとともに職員向けイントラへ掲載して周知を図った。
- ・平成25年6月3日にコンプライアンス推進本部会議を開催し、平成25年度コンプライアンス推進計画案を提示・了承後、6月14日にアドバイザー委員会を開催し、「同推進計画案」を説明し、了承を得た。
- ・平成25年7月31日、国総研ホームページに掲載する方法にて公表した。